

赤十字社員増強運動に関するQ&A

5月は赤十字運動月間です。（毎年5月1日～31日）

日本赤十字社では、この期間を中心に、赤十字の活動に関するPRを行い、県民の皆さんに赤十字社員への加入をお願いしています（赤十字社員増強運動）。

その中で、皆さまからよくお寄せいただいたご質問を取りまとめました。ご一読いただき、ご活用いただけましたら幸いです。

県民の皆さまの温かいご協力ををお願いいたします。



目 次

日本赤十字社に関すること

- Q 1. 日本赤十字社は国の機関ですか？
- Q 2. 日本赤十字社に対して、国や地方公共団体が協力するのはなぜですか？
- Q 3. 日本赤十字社は、国や地方公共団体からの補助金で運営されているのですか？

赤十字社員、社費に関すること

- Q 4. 「赤十字社員」「社費」とは何ですか？
- Q 5. 赤十字社員への加入は強制的なものですか？
- Q 6. 赤十字社員に加入すると、特典などはありますか？
- Q 7. なぜ毎年社費を提供しなければならないのでしょうか？
- Q 8. 赤十字社員に加入しなくても、寄付金でもいいのではないかですか？
- Q 9. 赤十字の活動資金に協力すると、税金の控除はありますか？
- Q10. 日本赤十字社の表彰制度とはどんなものですか？
- Q11. 住所等が変更になった場合、これまでの協力実績は引き継がれますか？

赤十字社員増強運動に関すること

- Q12. 日本赤十字社が毎年5月に赤十字社員増強運動を実施するのはなぜですか？
- Q13. なぜ町内会の人や市町が赤十字社員の勧奨を行っているのですか？

その他に関するこ

- Q14. 「災害義援金」と「赤十字活動資金」の違いは何ですか？
- Q15. 赤十字社員として活動資金に協力するほか、ボランティア活動で赤十字に協力することはできますか？

Q1

日本赤十字社は国の機関ですか？

A

日本赤十字社は、世界188か国にある赤十字社の一つとして、日本赤十字社法（昭和27年8月14日法律第305号）という法律に基づいて設置された認可法人です。

この法律は、赤十字事業の公共性と国際性とに鑑み制定されたもので、日本赤十字社が、赤十字に関する諸条約に基づき世界各国の赤十字社と協力して世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう努めなければならないと規定しています。

したがって、日本赤十字社は国の機関ではなく、あくまでも独立した民間の団体です。

また、一方では、災害救助法の定めるところにより、行政が行う災害時の救護業務に従事するなど、国や地方公共団体に協力して、補完的役割を果たすべき分野を幅広く持っている団体でもあります。

Q2

日本赤十字社に対して、国や地方公共団体が協力するのにはなぜですか？

A

日本赤十字社の事業は、災害時だけでなく、平時から皆さまの生命と健康を守る取り組みです。このような地域に密接した活動を日々遂行できるのは、日本赤十字社単独の取り組みによるものではなく、地域の皆さまのご理解・ご協力なくしては成しえません。そこで、県や市町、町会にご支援・ご協力をいただいております。

このことは、博愛社（日本赤十字社の前身）が設立されて以来、地方長官（知事）にその事務を依頼してきたという歴史的経緯や、日本赤十字社の業務が地方公共団体の行政目的（地方自治法第2条第3項で定められた、住民及び滞在者の安全管理及び福祉の保持、あるいは防災、罹災者の救護）等の面で密接な関係にあることによるものです。

なお、毎年、国（厚生労働省）から知事あてに、知事から各市町長あてに、文書により日本赤十字社に対する協力依頼がなされています。

Q3

日本赤十字社は、国や地方公共団体からの補助金で運営されているのですか？

A

日本赤十字社の活動資金の主な財源は、赤十字の趣旨や事業をご賛同いただいた皆さんからお寄せいただくご寄付です。国や地方公共団体からの補助金が活動資金の財源になることはありません。

赤十字には7つの基本原則があります（裏表紙参照）。その一つに「独立」の原則がありますが、これは、赤十字が赤十字として信頼を得て活動するために、政府や経済・信仰等から独立し、その自主性を保つことを定めたものです。

人道の理念のもと、自ら意志を決定し、活動するために、日本赤十字社は、国民の皆さんのご理解とご支援によって支えられ、補助金等の公的資金によることなく自主的な運営を行っています。

なお、日本赤十字社は、赤い羽根共同募金を実施する社会福祉法人中央共同募金会や、社会福祉法人全国社会福祉協議会等とは全く別の団体です。

Q4

「赤十字社員」「社費」とは何ですか？

A

「赤十字社員」とは、赤十字の趣旨や事業に賛同し、赤十字を資金面から支援して下さる、いわば赤十字の会員です。日本赤十字社は、この赤十字社員によって構成されています。一般的にいう、株式会社等の「社員」とはまったく異なります。

また、赤十字社員の皆さまからお寄せいただく資金を「社費」と呼んでいます。この「社費」と、その他一般市民の方から赤十字にお寄せいただく「寄付金」とが、日本赤十字社の活動資金の主な財源です。（「社費」と「寄付金」を合わせて「社資」と呼んでいます）

赤十字社員には、個人・法人を問わずどなたでも加入していただくことができます。赤十字社員の皆さまには、社費として毎年一定の資金（年額500円以上）をご提供いただいています。

日本赤十字社では、より多くの皆さんに赤十字の人道的活動を継続的に支えていただけるよう、赤十字社員への加入をお願いしています。

Q5

赤十字社員への加入は強制的なものですか？

A

赤十字社員への加入は、決して強制ではありません。

赤十字の趣旨や事業内容にご賛同いただき、自由意思でご加入いただいております。

しかしながら、前述のとおり、日本赤十字社は赤十字社員で構成され、赤十字社員の皆さまからご提供いただく社費が主な活動資金です。日本赤十字社が様々な人道的活動を継続的に実施できるよう、より多くの皆さんに赤十字社員に加入していただき、ご支援をいただけますようお願いいたします。

Q6

赤十字社員に加入すると、特典などはありますか？

A

赤十字社員として社費をご提供いただき、赤十字の一員になっていただくことで、人道的事業に参画し、国内外における災害時の救護救援活動をはじめとした、幅広い赤十字事業を推進していただくことができます。ひいては、社会貢献の諸活動に赤十字を通して参加されることにもつながります。

なお、特典と言えるものではありませんが、一定額以上の社費をご提供いただくと、税制上の優遇措置を受けることができるほか、日本赤十字社の表彰制度に基づいた表彰*があります。詳しくは、Q11・12をご参照ください。

*一括だけでなく、累積で一定額に達した場合も対象となります。

Q7

なぜ毎年社費を提供しなければならないのでしょうか？

A

赤十字の事業は、災害時の救護救援活動をはじめとする、継続的かつ長期的な支援が必要な事業が中心です。また、万一の際に備えて、日頃からの準備や訓練、各種普及活動等も不可欠です。

そのためには、毎年安定した活動資金が必要です。そこで、赤十字社員の皆さんに、毎年社費のご提供をお願いしております。

Q8

赤十字社員に加入しなくても、寄付金でもいいのではないですか？

A

赤十字の活動資金へのご協力は、社費も寄付金もどちらもたいへん有難いことです。ただ、前述の通り、日本赤十字社は、赤十字社員によって構成され、活動資金の大半が社費によって支えられていますので、より多くの赤十字社員に継続的に支えていただくことで、組織の基盤が安定強化され、赤十字事業を推進していくことができます。

日本赤十字社では、多くの皆さんに赤十字の趣旨や事業内容をご理解いただき、赤十字社員として組織の一員になっていただいて、と一緒に赤十字事業を推進していただきたいと考えております。

なお、赤十字社員に加入されない方であっても、赤十字にご賛同いただき、寄付金のご協力をいただける場合は、金額はおいくらでも結構です。

Q9

赤十字の活動資金に協力すると、税金の控除はありますか？

A

日本赤十字社の活動資金に一定額のご協力をいただくと、下記の通り税制上の優遇措置があります。赤十字社員の方からの社費も、一般の方からの寄付金も、下記の条件を満たすと優遇措置の対象になります。

【個人の場合】

優遇措置の名称	適用期間	優遇措置の内容
所得税の控除	通年	寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%）から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
相続税の非課税	通年	寄付した相続財産の価格は、相続人が納めるべき相続税の課税価格に算入されません。

【法人の場合】

優遇措置の名称	適用期間	優遇措置の内容
特定公益増進法人に対する寄付金	通年	寄付金の全額が、法人の通常有する寄付金損金算入限度額の倍額までの範囲内で、損金の額に算入されます。

詳しくは、日本赤十字社石川県支部 または最寄りの税務署にお問い合わせください。